

Title	近世初期の英国株式会社に対するスコットの観察 (上)
Sub Title	
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.1 (1923. 1) ,p.136- 147
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230101-0136

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

つて來て彼等の根本主義が粉飾されねばならぬ
 とになつて茲に彼トマス・アキナスの大業が生
 じたのである。(彼に就ては他日再び考察の機會
 を有するが故に)今はたゞこれが羅馬法より傳
 來せる損害賠償の觀念であつて、教父連はこの
 法理を援用して借手が貸與せられたる金錢以上
 の高の返還を要求せらるゝを不正だとするなら
 ば、他人が貸主を困難の地位に立たしむることも
 亦不正であつて。この場合借手は貸主に元金を
 加えて一定の損害を支拂ふべきであると云ふ議
 論を引き出したのであるといふとを述べるに止
 めやう。すでにこの論が是認された以上は二三
 の少なき難點や條件の如き、例へば損害の立證
 を要するとか、一定期間の無利息貸借を必要と
 するとかの如きは容易に迴避せらるゝ道理であ
 る。唯こゝに注意すべき點はかういふ風な態度
 論法を以て微利の問題を論ずるやうになつた事

(vol. II 1910) (vol. III 1911) (vol. I 1912) が英國株式
 會社の歴史的研究中最も優れたものなることは既に人の
 知る所である。スコットは本書第二卷及第三卷に於ては一
 五五三年より一七二〇年に到るまでの間に於ける各株式企
 業の終始につき、第一卷にては同時代の綜合的、一般經濟
 事情につき精細なる研究をなして居る。從て彼が之等の研
 究の結果到達せる結論は極めて權威あるものと云はねばな
 らない。筆者は茲に本書第一卷第二十二章を中心として本
 稿を草する。即スコットは大體次に述ぶるが如き結論に到
 達したるものである。

第十六世紀後半、第十七世紀及第十八世紀の
 初葉を通じて産業的發達の、株式會社制度の發
 達よりも著しきものは極めて稀である。

其支配せる富の點より見るに、一五五三―一六
 〇年間に存在せる此種の企業即、ロシア會社及
 the Adventurers to Africa の資本は一萬磅以下
 にして當時の國富と推定せらるる額七千五百萬
 磅の僅かに〇・〇一三%なりしも一六九五年に

は教會のこれを非議するそもくの根本原理が
 仁慈を去つて正義に到り、直觀を去つて合理に
 移つたといふべきであらうと云ふことである。
 堤は切られたのである。水は行くところへ行か
 ねはならぬ。

(註二七) Rosche, Principles, vol. II, pp. 108-9, Note,
 2; Endemann, Studien, Bd. I, S. 21, S. 30. Neumann,
 Geschichte des Wächer, S. 286 ff.
 (註二八) Endemann, Studien, Bd. II, SS. 366-376.
 (未完)

近世初期の英國株式會社に對するスコットの觀察 (上)

高 木 壽 一

W. R. Scott の著 The Constitution and Finance of Eng-
 ish, Scottish and Irish Joint-stock Companies to 1720.

到るまでに諸株式會社の公稱資本は、四百二十
 五萬磅餘(外國貿易三會社二百十四萬四千七百
 五十磅、其他の英蘭、愛蘭、蘇蘭、及植民地の
 百三十七會社、二百十萬五千三百磅餘)當時の
 總國富の一・三%に増加し、後僅か八年にして倍
 加し、一七一七年更に再び倍加して二千萬磅を
 下らざるに到つた。一七二〇年末に於ては南洋
 會社 South Sea Company の増加資本と新設企
 業によりて募集せられたる額とを合して總額約
 五千萬磅、即當時の國富の十三%に當る。此國
 富總額、三億七千萬磅の中、僅に其約十分の一
 が商工業上に適用せられ他は土地家畜家屋、及
 家具等なるを憶へば右の十三%なる比率の極め
 て重要な明であらう。茲に株式的企業が各
 種の商業に用ひられたる全額よりも極めて多く
 の資本を用ひたりとの結果となるは一見矛盾な
 るが如く見ゆる。こは一に諸大會社の國家に對

する特殊關係によるのである。或會社は社員より受けたる資金を政府に貸與し、或は又た反對に其當時の國債を社員各自の持株に加へて其會社の基礎を鞏固ならしめんとしたるが如き例もある。(vol. I. p. 439. p. 335-6. vol. III. p. 275)

若し之等の事實にして許さるるならば、此一見矛盾なる事は解決せられる。蓋し特に南洋會社の場合の如き、其大公稱資本の唯一部分のみが貿易に用ひられたのである。

更に他の觀察點より見るも、株式會社制度の發生、發達は重要な諸結果を生じ、其或ものは英國國民の歴史と密接なる關係を有してゐるのである。株式會社發達の最初の百三十年間には英國海軍及海上發展と不可分の關係を有し、先づ一五五三——六八年間の諸會社中には或は、マスト、網具の類を輸入し、又は大砲を鑄造するものあり、更に一五六八——八八年には多數

トランドの一企業はノヴァスコチア開拓を企てた。此時代の末に、排水により國內土地の埋立をなすを目的とする會社は、植民地會社と根本に於て密接なる關係に在る。之等の企業は株式企業による國內産業に對する最初の重大なる刺戟をなす。(vol. I. p. 440-1)

チャールズ一世が議會を無視して財政上議會より獨立せんとせし政策は諸獨占特權を設定せしめ、既存の諸會社に反動的影響を與へ、更に内亂の紛擾裡に株式企業も必然不活潑の状態にあつた。護民官(Protectorate)の時代に於て大なるパートナーシップ(partnership)或は會社の形成の傾向は廣く行はれ、其多數は大なる資本を有し、"A. B. & Co."の形式の下に營業することゝなつた。王政復古(一六六〇)より名譽革命(一六八八年)の直前に到るまでは株式會社組織は外國貿易及相當なる規模を有せし他の少數

の掠奪船の冒險的事業に資金を供給したのである。次の十年間、海上の發展は此種の企業に新方面を與へ、最初の植民地探險隊に資金を供給した。斯くして、最初の半世紀間、株式會社は、各順次に海上權並に植民地獲得の目的到達のために必要な諸要件を提供する組織となつたのである。掠奪船乗組員等の勇氣、開拓者の忍耐もあれ、同時に又必要な資本を提供せる縉紳商人等の信念、及、大體に於て圓滑に働き活動の人と富の人との協力を可能ならしめたる此株式會社制度のありしも忘るべきではない。

一六〇〇——三五年に亘りて、株式的企業の主たる活動は前十年の植民地開拓の試験的努力の繼續に存し、更に東印度の如き熱帶方面への貿易の遂行を伴つた。英國に對し印度、アフリカ、ヴァジニア、新イングランドに根據地を與へたるの功績は此時代の諸會社に屬し、スコツ

企業に限られたるも一六八七年頃より以後、著しき發展あり、資本は此組織により佛國新教徒(Huguenot)及其他の移住者の技術的熟練の利用のために提供せられ、更に一六九四年後、株式會社は他の方法にてはよく爲し得ざる極めて大なる信用機關となつたことは更に重要なことである。斯くして、株式會社は一五五三年後一世紀間、海上企業の發達並に植民地開拓の創始に對して資金を供給する組織となり、其後約三十年間は、遠地との外國貿易を擴張し確保するの機關となり、更に其後約二十五年間に信用組織の基礎を新たなる根據の上に置いた。而も、當時株式會社は資本の流入を容易ならしむるによりて生産を促進するの手段をとる以上に出でず、從て當時の有力なる經濟的諸理想を實現し得るに止まつた。一七二〇年に到るまでの信用組織發達の大成功は反て危險の種となり、同年

の恐慌は其後一世紀間以上に亘り、株式會社の發達を阻止することゝなつたのである。(Ibid., p. 441-2, Levy: Monopoly and Competition p. 18)

二

其支配せる資本に關し、其産業的政治的影響より見て、一七二〇年に到るまでの株式會社によりて成遂げられたる重大なる結果は如何なる原因によるかの解決は單一の勢力に求め得べきに非ずして多數因果關係の合致に存するのである。第一に、從來の多くの學者が批難せる所に反し、スコットの研究によれば、此株式會社組織は大體に於て其以前、商人の有する資本に適せし準獨占(quasi-monopoly)を打破するの傾向を有したのである。外國貿易に一大發展の興らんとせる十六世紀中葉に於て、商品取引に習熟せる人々にのみ、制規會社 regulated Company の社員權を限定するの慣習は、此新路を之等の

入りては東印度會社創立後、斯る取引は頻繁となつた。大多數の場合、取引は當事者間の私的交渉によつて行はれ、會社は買入れたる價格を記すことなく移轉を記録した。時に社員は種々の理由のために、自己の持株を此方法にて賣却し得ざるか又は希望しないことがある。其場合に競賣所 court of sales は其實行のための機關となる。東印度の商品販賣にて小蠟燭を燃してなす "inch of candle" 競賣に倣つて、所有者が手離さんとする株式は同方法にて提供せられた。此方法は、競賣所に貨物を購入せんとする者の會するを以て、之等の證券に對し一般的市場の存するを示すものとして興味あることである。多くの場合、競賣による株式購買者は、私的賣買による購買者と同じく、更に、通例の入社金を支拂ひて社員となる。株式會社に於ては制規會社に於けるが如き、入社審査の如きもの

商人の資金のみに制限した。從て資本の極めて乏しかりし此時代に、何等かの方法により商人にあらざる者の富の利用され得るにあらざれば有効に働く可き資金も空しく死藏され終るのであつた。バートナアシップの組織は從來より既に知られたるも、此變化せる事情の下に於ては、大資本の投資せらるるを必要とするに到り、茲に社員は他の承認を受くることなくして各自の持分を賣却し得るの權利ある一種の組織の存在することゝなつた。

大なるバートナア、シップと小なる會社との間には、後者に於て社員が他の關係社員の同意を受くることなくして其企業に於ける自己の持株の一部又は全部を處分し得るの一事を除きては何等確たる分界を劃し得ない。斯くて英國に於ては極めて早く、十六世紀に於ても、持株は甚だしく自由に賣買せられ、殊に第十七世紀に

なく入社金も亦、其額、高からずして益々減少せられた。十七世紀後半には株式賣買は益々其數を増し遂に株式目録の印刷せらるる程となつた。實に、ウィリアム三世治世の初頭に「選擇權附賣買。弱氣賣、強氣先買。」の如きは完全に知られ、即、十七世紀終末以前に於て、諸會社の株式、持分について、公開的、にして組織の發達せる市場がロンドンに存在したのである。(Vol. I p. 442-3, p. 161.)

株式會社が制規會社と異なるは當に持株賣買の自由の權のみによらずして株式會社は其發生の時代に於ても、極めて大なる非商業的資本を所有した。會社が目的とする一定の職業或は其類似の業に習熟せる商人のみより或るものと、純商人に加ふるに、他の商業部門に従事せる人々。或工業より退ける者。縉紳及其他を抱含するものと此二個の組織を比較せば、前者が後者に優

るべしとの結論は一般的純理の上に於ても認められる。技術的熟練、並に經驗も大體に於て前者即制規會社に於て優れるに、一五五三年より一七二〇年に到るまでに事實、株式會社は夥しく發展し制規會社は其地位を維持し得なかつた。

外國貿易或は植民地開拓には、商人の特種知識以上の多くのものを必要とする。加ふるに、或種の開拓者の想像並に政治家の外交を必要とし。又私掠船の冒險には、投資者が相當なる利益を得んには極めて大なる危険に遭遇すべきが故に、投資者の特殊の資質を必要とする。斯くて株式會社による強力な非商業的要素の参加を是認するは、唯に資本の供給を増加するに有利なるのみならず、其組織を強大ならしむるに便である。此點より見れば、其強味は貿易に實際從事せざる資本家を加入せしむることのみに存せずして寧ろ、之等の資本家と諸商人階級との

にして利する所なくば、長きに亘りて其資財を危険に培さしむるを得べくもない。従て、一般理論の上からも資本の極めて少なかりし時代に、一世紀半以上の間も、斯る資本の援助が絶えず容易に達し得た事實は斯る投資の比較的有利なりしことの充分なる證左である。

株式會社組織によりて行はれたる企業に關する比較的正確なる知識は殆ど全ての重要な大企業に得られ、其結果として、其組織が一般的に有利なりしかが決せらるゝのである。しかし、各株式企業の収益、等の詳細に就てはスコットは本書 (Joint-Stock Company to 1720) 第二卷及第三卷に記述せる所なるを以て茲に再說せざるも、アダム・アンダーソンの研究即 Historical and Chronological Deduction of the Origin of Commerce (1764) に據れる通説に同じからざるを云ふ。アンダーソンも其祖述者も、其諸論據

團結に存するのである。或制規會社に見る短見、並に無智に反して、貿易商の特殊、専門的知識と爲政家の廣き識見との結合の功果はより、大である。此良結果は少なからず、英國に於ける諸階級の關係、即異なる社會階級の人々が最少の軋轢を以て協同し俱に不屈の精神を以て苦難に耐え得たるに負ふものである。其他、株式會社が、制規會社に優り在外代理人監督上に豫期せざる利益を有して居た。(ibid. 434)

既に擧げられたる諸原因は何故株式會社組織が商業の發展を助長したるか、何故、制規會社と相俱に其地位を維持したるかを説明する。

三

此株式會社の組織は資本に對する新路を開き、資本使用の支配に對し有效なる方法を確保するに極めて便宜なるものであつたが之等は主として國家に對する利益である。個人的投資者が科學的敘述にあらすして極めて疑ふ可き文書なること、並に若し眞に近からしめんがためには其自體を研究せられざるべからざることを認めて居ないのである。同種の他の場合に於けるが如く、動因の問題が発生する。比較的重要な文書の大多數は更に免許を得んとする特權會社或は又會社の株を買はずして貿易に参加せんとする特權會社反對者よりの議會或は樞密院 (Privy Council) への請願書より成る。其孰れの場合に於ても、或特定産業を其收支上有利なりとして示すは、策として致命的失策であつたのである。特權會社は歎願の形式にて請願すれば、其請願事實を強固ならしむべく、又特權會社の反對者も亦、己れが得んとする事業を繁榮なるものとして示すことをなさぬ。蓋し、若し成功せんか何等かの大負擔の國家によりて課せらるべき虞れあるが故である。従て、假に一會社に

關する各諸文書の起草の當時には難境にありたるものとしても、其他の時には其事業は極めて繁榮し居た多くの場合を引證し得る。

斯る傾向の著名なる一例としてロシア會社をとり、其總べての請願書は同會社が倒産の危地にあるを示すも尙同會社は一百年以上も存続し、斯る長き時期に亘り各年代の投資者が其資本を續いて失ひ居たりとは信じ難い所である。正確なる統計的諸資料をとりて驗せば、之等の資料は株式會社は必ずしも一律に成功せるものに非ざるも、概ね各年代の投資者は該會社支持に於ける利益から見て當然のことをなして居たとが示される。(Ibid. p. 444c)

多くの點よりて、一五五三—一六八八年の時代見は株式會社にとりては其批判を受くる最も危険なる時期であつた。其時代にも The African Adventurers は甚だ大なる収益を擧げロシア會社(446c)

ロシア會社の利益分配は、一六〇八年及九年には四〇%及三〇%にして同十年には二〇%、同十一年には、石鹼製造に用ひらるる鯨油に絶えず需要ありしを以て同會社は捕鯨業に着手することとなり一船隊を派遣した。同計畫は成功し二期に亘り二回の利益配當は各九〇%であつた。(vol. II, p. 53)又東印度會社に就きて見るに、第一回の航海の元金及び利益は清算せずして第二回航海に移され、一六〇四年の第二回航海による利益分配は應募資本一二八、八二三磅に對して其一九五%にして、一六〇七年の第三回航海は大成功を收めたるも其利益は第五回航海と併算せられた。然るに第四回航海(一六〇八年)が船舶難破のために損失に終るや、第五回の航海(同九年)に應募するものも減少したるがため、第三回航海の資本と合して六七、二〇〇磅

社も亦成功したものと思はれる。

例令前者に就いて見るに、一五五三年の派遣隊は金四百封度(當時にて二二五〇〇磅以上に當る)二百五十個の象牙、大量の香料を齎らし、其後數年間は多額の金及象牙の類が齎せられた。ロシア會社については同會社外の英國商人等が一五五八年ナルバ港がロシア領となりしを幸としてロシア貿易に参加せんことに力を盡したるが如きは同貿易も亦有利なるものなりしを證するに足る。次に一五六八—一六八八年には掠奪船の冒險は最も有利なる投資法であつた。殊に一五七五年以後の好況時代に於て掠奪船は多額の利益を擧げ、同七七一—一八八八年には航海の數及其規模を著しく増大した。ドレークの探險隊は四六〇〇%の大利潤を得たるの例もあれり、三〇%、五〇%、一〇〇%の利益は敢て異とするに足らなかつたのである。(p. 2232)

の資金を以て第五回航海は元金の外利益金を其出資額の二三四%の配當となした。一六一〇年の第六回航海以後、一三年に到るまでの七回の各航海に於て、其資本額の最も大なりしは第六回航海の約八萬磅にして、最少なりしは一三年一月の航海の資本七千磅餘であつた。其利益の最も大なりしは第十一回航海にして、株主に對し其出資金の外二二〇%の利益分配をなし、最も利益の少なかりし航海すら、出資金及利益金合算にて二二一%餘の分配をなして居る。一六一三年に到り資本金を一航海毎に出資者に分配拂戻さずして、四年間存続せしむることとなり此所謂 The First Joint-Stock によりては一八七・五%の分配(元金及利益金合算)をなして居る。從て、之等東印度會社及ロシア會社の分配金より見るも第十七世紀の最初の二十年間外國貿易は順潮に進んだと云へる。(vol. II, 100-1)

1236) (本書四四六頁三十一世紀最初二十年間)トアヤハ明ニ撰植ナリ)オランダの侵略により一時外國貿易の衰へし時には殖民地企業が之に繼いだ。Civil War以前に失敗せる事業の主たるものはFishery Society なるも、一六四〇年—一六〇年の紛擾の時代にさへも或種の事業は充分の利益を收め、王政復古より名譽革命に到る間の外國貿易の膨脹期に於ては東印度會社、Hudson's Bay Company, Royal Africa Company は積立利益金拂戻によつて公稱資本を各々二倍、三倍及四倍に増加せしめた。次の二十年間外國貿易の沈滞せる間に國內産業の發達のための會社設立が一六九二—一五年に盛んに行はれた。第十八世紀に入りても最初の二十年間、二三の例外を除けば殆ど總べての其當時の諸會社は利益を擧げて居た。

加之、成功せる事業の利潤頗る大なりしに對り不成功なる事業は唯比較的少額の資本を得るにすぎない。従て、大にして有利なる會社の利益は、小にして失敗せる會社の損失に對して其幾分を減するをとするも、尙投資金額に對し充分なる利益を與へ得る大なる殘高を有したのである。斯くして以上の諸事實は株式的企業への不漸にして益々増加しつつある資本の流入を説明する。(vol. I. 446-8)かくして株式會社に参加せる資本家の利益は確證し得たるも如何なる程度にまで國家の利益と一致せるかを研究すべきである。之等の問題を廣き見地に立ちて觀察せんに、從來近世初期の株式會社の本質及結果に就ての所説は概ねアダム、スミスの所論によつて決せられて居る。従てスコットは次にアダム、スミスの株式會社論が幾何の誤謬を含むものであるかに就て批判を加へる(未完)

して失敗せる事業の損失は全體より見て多くないのである。又會社解散の必要なりし若干の場合に於て出資されたる資本の少くとも一部分は株主に拂戻された。假令或種の企業が全然失敗に歸せし時と雖も、社員の損失を制限すべき事情があつた。假令、Royal African Company 及 Royal Fishery Company の如きは議會を経たる法合により公稱資本額以上は損失の責任を負はざるものとせられた。しかし全べての特權會社は同様に有利なる地位にありとなすアダム、スミスの所論 (Wealth of Nation: ed. Cannan. vol. II. 232) の如きは誤謬である。蓋し未拂込資本以上に株主に拂込が行はれた多くの場合があるのである。

但斯る事業は失敗せる事業中にありても例外と云ふべきものである。此時代の大多數の株式會社は漸進的發達によるものにして従て頭初よ

新刊紹介

近代英國社會主義史

小島幸治譯 大日本文明協會發行

Max Beer の History of British Socialism が社會思想經濟學說の研究者、實際労働者運動の指導者の坐右に缺く可からざる好著であることは今新たに説くを須るない。Webb の労働組合史、Held の英國社會史二篇、Ashley, Cunningham 二家の經濟史、Leslie Stephen の「十八世紀思想史」及び「英吉利功利主義者論」等の猶ほ滿たさずして殘してた缺陷は、Beer を待つて始めて填められたのである。本書は始め獨逸語で書かれた (Die Geschichte des modernen Sozialismus in England, 1913) 著者は自ら之を其儘英譯すべしとも傳へられてゐたが、著者の篤學はそれを爲すことを以て甘んぜず、更に六七年の歳月を費し、其内容に大増補を加へて然る後始めて之